

# 青葉・石川自主防災会規約

## ( 名称 )

第1条 この会は、青葉・石川自主防災会(以下「本会」という)と称する。

## ( 事務所の所在地 )

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

## ( 目的 )

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という)による被害の防止、及び、軽減を図ることを目的とする。

## ( 事業 )

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達,消火,救出救護,避難誘導,給食給水等、応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

## ( 会員 )

第5条 本会は、青葉・石川自治会の地域内にある世帯をもって構成する。

## ( 役員 )

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名<sup>[来歴]</sup>
- (3) 会計<sup>[来歴]</sup> 1名<sup>[来歴]</sup>
- (4) 監査 1名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、原則2年<sup>[来歴]</sup>とする。

## ( 役員の仕事 )

第7条 会長は、本会を代表し、本会の事務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 役員<sup>[来歴]</sup>は、役員会<sup>[来歴]</sup>の構成員となり、本会の運営に当たる。

4 監査は、本会の会計を監査する。

## ( 会議 )

第8条 本会に、総会及び役員会<sup>[来歴]</sup>を置く。

## ( 総会 )

第9条 総会は本会の最高の議決機関であって、役員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回(3月自治会総会時)<sup>[来歴]</sup>に開催する。  
ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

( 役員会<sup>[来歴]</sup> )

第10条 役員会<sup>[来歴]</sup>は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 役員会<sup>[来歴]</sup>は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他役員会<sup>[来歴]</sup>が特に必要と認めたこと。

( 防災計画 )

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、自治会及び班ごとに<sup>[来歴]</sup>防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、および、給食給水に関すること。
- (5) その他必要な事項。

( 会費 )

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

( 経費 )

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

( 会計年度 )

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

( 会計 )

第15条 会計監査監査は、毎年1回監査が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則 この規約は、令和2年3月29日から実施する。

[ 改定来歴 ]

第6条(2)	H14(2002).03.31	[変更前]1名 → [変更後]2名
	H17(2005).03.31	[変更前]2名 → [変更後]3名
	H24(2012).04.01	[変更前]3名 → [変更後]4名
	H26(2014).04.06	[変更前]4名 → [変更後]5名
	H29(2017).04.02	[変更前]5名 → [変更後]3名
第6条(3)	R02(2020).03.29	[変更前]幹事若干名 → [変更後]会計1名
第6条3	R02(2020).03.29	任期 [変更前]原則1年 → [変更後]原則2年
第7条3	R02(2020).03.29	[変更前]幹事、幹事会 → [変更後]役員、役員会
第8条	R02(2020).03.29	[変更前]幹事会 → [変更後]役員会
第9条2	R02(2020).03.29	(3月自治会総会時) 追記
第10条	R02(2020).03.29	[変更前]幹事会 → [変更後]役員会
第10条2	R02(2020).03.29	[変更前]幹事会 → [変更後]役員会
第11条	R02(2020).03.29	自治会及び班ごとに 追記